

各国法令・審査基準の比較  
～進歩性判断における有利な効果について～

| 国・地域 | 日本  | 米国  | 欧州   | 中国  | 韓国   |
|------|---|---|--|---|--|
| 特許法  | <p>特許法（特許の要件）第 29 条第 2 項<br/>「特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。」</p> | <p>特許法 第 103 条（特許要件：自明でない主題）<br/>「クレームされた発明についての特許は、クレームされた発明が第 102 条に規定されているのと同じ方法で開示されていない場合であっても、クレームされた発明と先行技術との間の差異が、クレームされた発明が全体として、クレームされた発明の有効出願日前に、クレームされた発明に係る技術において通常の技術を有する者にとって自明であると思われる場合には、取得することができない。特許性は、その発明がされたときの態様によっては否定されないものとする。」</p> | <p>欧州特許条約 第 56 条（進歩性）<br/>「発明は、それが技術水準を考慮した上で当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものと認める。第 54 条(3)にいう書類が技術水準に含まれる場合は、そのような書類は、進歩性の有無を判断する際には、考慮されない。」</p> | <p>専利法 第 22 条<br/>「特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性及び創造性、実用性を具備していなければならない。（中略）創造性とは、既存の技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。（中略）本法でいう既存技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。」</p> | <p>特許法 第 29 条（特許要件）第 2 項<br/>「特許出願前にその発明が属する技術分野で通常の知識を有する者が第 1 項各号のいずれかに該当する発明により容易に発明することができれば、その発明に対しては第 1 項にかかわらず特許を受けることができない。」</p> |

|             |   |  |  |  |  |
|-------------|---|--|--|--|--|
| <p>審査基準</p> | <p>特許・実用新案審査基準(平成 27 年 9 月改訂)<sup>1 2</sup><br/>         『3. 2. 1 引用発明と比較した有利な効果<br/> <u>引用発明と比較した有利な効果は、進歩性が肯定される方向に働く要素である。このような効果が明細書、特許請求の範囲又は図面の記載から明確に把握される場合は、審査官は、進歩性が肯定される方向に働く事情として、これを参酌する。ここで、引用発明と比較した有利な効果とは、発明特定事項によって奏される効果(特有の効果)のうち、引用発明の効果と比較して有利なものをいう。</u><br/>         (1) 引用発明と比較した有利な効果の参酌<br/>         請求項に係る発明が、引用発明と比較した有利な効果を有している場合は、審査官は、その効果を参酌して、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理付けを試みる。そして、請求項に係る発明が引用発明と比較した有利な効果を有していても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理付けられた場合は、請求項に係る発明の進歩性は否定される。<br/>         しかし、<u>引用発明と比較した有利な効果が、例えば、以下の(i)又は(ii)のような場合に該当し、技術水準から予測される範囲を超えた顕著なものであることは、進歩性が肯定される方向に働く有力な事情になる。</u><br/>         (i) 請求項に係る発明が、引用発明の有する効果とは異質な効</p> | <p>特許審査便覧 MPEP (Manual of Patent Examining Procedure)<sup>3</sup><br/>         第 2100 章 特許性<br/>         『2144. 09 化合物(同族体、類似体、異性体)間の構造的同等性・・・VII. 優れた又は予想外の結果の証拠によって反論できる一応の証明<br/> <u>構造的同等性に基づく自明性の一応の証明は、クレームの化合物が予想外に優れた又は優れた特性を有することの証拠によって反論することができる。・・・</u>』<br/>         『2145 出願人の反論理由の検討・・・反証の証拠は、「商業的な成功、長らく気づかれていないが、解決されていない需要、[及び]その他の不履行」のような「二次的考察」の証拠を含むことができる。・・・反証の証拠は、クレームされた発明が、予期されない改善された特性又は先行技術には存在しない特性をもたらすことの証拠も含むことができる。<u>反証の証拠は、クレームされた化合物が予期されない特性を所有することの提示から成り得る。・・・予期されない成果の提示は主張又は推測ではなく、証拠に基づいていなければならない。・・・差し出された証拠がクレームされた発明に相応する範囲にあるか否かを検討する際、審査官は、出願人に対して、化学化合物又は組成物が保持する特性の全範囲に対して予期されない成果を証明することを要求してはならない。・・・化合物又は組成物が一連の共通特性の 1 において、優れ</u></p> | <p>欧州特許庁審査便覧 Guidelines for Examination in the European Patent Office<sup>4</sup><br/>         G 部 特許性 第七章 進歩性<br/>         10. 二次的な指針<br/>         『10. 二次的な指針・・・<br/>         10.2 予期しない技術的效果；ボーナス効果<br/> <u>予期しない技術的效果は進歩性を示すものとみなすことができる。ただし明細書のみに記載されていた何らかの追加的な特徴だけでなく、クレームされた主題全体から引き出すことが要求される。予期しない効果は、請求の範囲における公知の特徴との組合せによって、発明の重要な特徴を基礎としなければならない。組合せによって既に先行技術に含まれている特徴のみを基礎としてはならない。</u><br/> <u>ただし、技術水準を考慮したときに、請求の範囲の文言に含まれた何かに到達することが当業者にとって自明である場合、たとえば代替策がなく「一方通行(one-way street)」状況が生じている場合には、予想外の効果が単なるボーナス効果(bonus effect)に過ぎず、クレームされた主題に進歩性は与えられない・・・</u>当業者が一定の幅を持つ選択肢の中から選んでいたものと考えられる場合には一方通行の状況といえず、進歩性が認められる結果となる可能性がきわめて高い。<br/>         予期しない特性又は効果は正確な文言で説明しなければならない</p> | <p>専利審査指南(2019 年 11 月 1 日)<sup>5</sup><br/>         第 2 部分 実体審査 - 第 4 章 創造性<br/>         『3. 2. 2 顕著な進歩の判断<br/> <u>発明に顕著な進歩を有するかどうかを評価する時には主に、発明に有益な技術的效果を有しているかどうかを考慮しなければならない。</u>以下に挙げられる状況は通常、発明に有益な効果を有し、顕著な進歩を有するものと認めるべきである。(1) 発明は現有技術に比べて、より良好な技術的效果を有する。例えば、品質の改善、生産量の向上、エネルギーの節約、環境汚染の防止と処置など。(2) 発明で技術的構想が違う技術案が提供されており、その技術的效果はほぼ現有技術の水準に達している。<br/>         (3) 発明はある新規な技術発展の傾向を表している。(4) ある側面においてマイナス効果も有するが、発明はその他の側面において明らかに積極的な技術的效果を有する。』<br/>         『5.3 発明により予測できない技術的效果が得られた場合<br/> <u>発明により予測できない技術的效果が得られた場合とは、現有技術に比べて、発明の技術的效果に「質」的变化を生じ、新規な性能を具備するか、或いは予想をはるかに超える「量」的变化を生じること言う。この「質」又は「量」的变化は、属する技術分野の技術者にとって、事前に予測又は推理することができない</u></p> | <p>特許・実用新案審査基準(2020 年 8 月 10 日)<sup>6</sup><br/>         『第 3 部 特許要件 第 3 章 進歩性 6.2.2 技術の具体的適用による単純な設計変更<br/>         請求項に記載された発明が引用発明の技術思想をそのまま利用し、単純に適用上の具体的環境変化に応じて設計を変更したものであり、それによってより良い効果があると認められないときには、特別な事情がない限り、通常の技術者が有する通常の創作能力の発揮に該当するため、進歩性が認められない。(2001 年 1137)<br/>         例えば、請求項に記載された発明と引用発明との違いが公知になった技術構成の具体的適用によって発生したものであって、単純に構成要素の大きさ、比率(proportion)、相対寸法(relative dimension)又は量にあるだけの場合には、通常の技術者が有する通常の創作能力の発揮に該当するとみなして進歩性を否定する。ただし、そのような違いによって動作又は機能などが異なる効果があり、そのような効果が通常の技術者の有する通常の予測可能な範囲を超えるより良い効果として認められる場合には、進歩性が認めることができる。(2000 年 2088, 2000 年 3623)』<br/>         『第 3 部 特許要件 第 3 章 進歩性 6.3 より良い効果の考慮<br/>         (1) 請求項に記載された発明の技術的構成によって発生する効果が引用発明の効果に比べてよ</p> |
|-------------|---|--|--|--|--|

|  |   |   |  |  |
|--|---|---|--|--|
| <p>果を有し、この効果が出願時の技術水準から当業者が予測することができたものではない場合</p> <p>(ii) 請求項に係る発明が、引用発明の有する効果と同質の効果であるが、際だって優れた効果を有し、この効果が出願時の技術水準から当業者が予測することができたものではない場合</p> <p>特に選択発明(「第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の7. 参照)のように、物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野に属するものについては、引用発明と比較した有利な効果を有することが進歩性の有無を判断するための重要な事情になる。</p> <p>(2) 意見書等で主張された効果の参酌</p> <p>以下の(i)又は(ii)の場合は、審査官は、意見書等において主張、立証(例えば、実験結果の提示)がなされた、引用発明と比較した有利な効果を参酌する。</p> <p>(i) その効果が明細書に記載されている場合</p> <p>(ii) その効果は明細書に明記されていないが、明細書又は図面の記載から当業者がその効果を推論できる場合</p> <p>しかし、審査官は、意見書等で主張、立証がなされた効果が明細書に記載されておらず、かつ、明細書又は図面の記載から当業者が推論できない場合は、その効果を参酌すべきでない。・・・』</p> <p>『6. 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合</p> | <p>た予期されない特性を有することを示す証拠は、自明性の一応の証拠がある事件を反証するのに十分なものであり得る。例えば、クレームされた亜属の一つの選択肢又はクレームされた範囲の狭い部分について予期されない成果を証明することは、熟練者が「その立証価値を妥当に拡大することが許容される例示されたデータの傾向を確認することができる」場合には、自明性の一応の証拠がある事件を反証するのに十分なものとなる。・・・しかしながら、模範的な提示は熟練者から見たときに、当該提示とクレームの全範囲との間の合理的相関性を確立するのに十分なものであり得る。・・・他方、予期されない特性の証拠は、提示の範囲にかかわらず、十分なものとはなり得ない。通常、予期されない成果の証明は自明性の一応の証拠がある事件を克服するのに十分である。・・・しかしながら、クレームが特別な用途に限定された種又は亜属を選択するためのその他の動機付けを与える場合には、新たな用途の証明は特許性を付与するに十分なものとはなり得ない。・・・したがって、各事例は状況の全体性に基づき個別に評価されるべきである。二次的考察に該当する証拠は、存在するときはいつでも考慮されなければならない;しかしながら、自明性の結論を必ずしも抑制しない。・・・</p> | <p>い。「新規化合物は予期しない良好な医薬品上の特性を示した」などの漠然とした記載は、進歩性の存在を裏付けるものとならない。ただし、製品又は方法が公知の製品又は方法と比べて「良好(better)」である必要はない。その特性又は効果が予期されていなければ十分である。』</p> <p>『11. 出願人が提出した意見及び証拠</p> <p>審査官が進歩性を評価するため参酌すべき関連する意見及び証拠は、出願時の特許出願から採用すること、又は出願人がその後の手続中に提出することもできる・・・。</p> <p>しかし進歩性を裏付けるための新規な効果について言及するたびに注意が必要である。このような新規な効果は、それが出願時に示唆していた技術的課題を意味している又は少なくともそれに<u>関係している場合に限り参酌することができる</u>・・・。』</p> <p>『12. 選択発明</p> <p>選択された副次的セット又は副次的範囲を示すという点で最も近接する先行技術から異なっている主題は選択発明として扱われる。この選択が特定の技術的效果と結合しており、当業者が選択に至るであろう着想が含まれていなければ、進歩性が認められる(選択された範囲内で生じる新たな技術的效果は、その効果が予測できないものであれば、更に広い公知範囲を達成するものと同じ効果を有していてもよい)。一</p> | <p>ものである。発明で予測できない技術的效果を挙げた時に、発明が顕著な進歩を有することを示すとともに、<u>発明の技術方案は非自明的であり、突出した実質的特徴を有することが反映される。</u>』</p> <p>『6.3 予測できない技術的效果に対する考慮</p> <p>創造性の判断過程において、発明の技術的效果を考慮することは、発明の創造性に対する正確な評価に有用である。本章5.3節で述べたように、もし、現有技術に比べて、発明に予測できない技術的效果を有するならば、その技術方案に突出した実質的特徴があることをもはや疑う必要がない。発明に創造性を具備することを確定できる。但し、注意されたいのは、もし本章3.2節で述べた方法により、発明の技術方案はその分野の技術者にとって非自明的であり、かつ有益な技術的效果を挙げると判断している場合に、発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。この場合は、発明に予測できない技術的效果を有するかどうかを強調すべきではない。』</p> <p>第2部分 実体審査 一第10章 化学分野の発明専利出願の審査に関する若干の規定</p> <p>『6.1 化合物の創造性 (1) 構造上で既知化合物に隣接することなく、新規性を有する化合物が、一定の用途又は効果を有する場</p> | <p>り良い効果を有する場合、その効果は進歩性の認定において肯定的に参酌することができる。</p> <p>(2006 年 2097, 2005 年 1264)</p> <p>(2) 引用発明の特定事項と請求項に記載された発明の特定事項が類似している、又は複数の引用発明の結合により、一見すると通常の技術者が容易に考えることができる場合であっても<u>請求項に記載された発明が引用発明の有するものとは異質の効果を有する、又は同質であっても顕著な効果を有し、こうした効果が当該技術水準から見て通常の技術者が予測することができない場合には、進歩性が認められる。</u></p> <p>(2006 年 619, 2000 年 1184) 特に、選択発明又は化学分野の発明などのように物の構成による効果の予測が容易ではない技術分野の場合、引用発明と比べてより<u>良い効果を有するということが進歩性の存在を認定するための重要な事実になる。</u></p> <p>(2002 年 1935, 97 年 1771)</p> <p>(3) 発明の説明に引用発明と比べてより良い効果が記載されている、又は引用発明と比べてより良い効果が発明の説明に直接記載されていない場合、通常の技術者が発明の説明又は図面に記載された発明の客観的構成から容易に認識することができる場合には、意見書などにおいて主張・立証(例えば、実験結果)したより良い効果を参酌して進歩性を判断する。しかし、発明の説明に記</p> |
|--|---|---|--|--|

|  |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|
| <p>6.2 進歩性の判断<br/>請求項に数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合において、主引用発明との相違点はその数値限定のみにあるときは、通常、その請求項に係る発明は進歩性を有していない。実験的に数値範囲を最適化又は好適化することは、通常、当業者の通常の創作能力の発揮といえるからである。しかし、請求項に係る発明の引用発明と比較した効果が以下の(i)から(iii)までの全てを満たす場合は、審査官は、そのような数値限定の発明が進歩性を有していると判断する。</p> <p>(i) その効果が限定された数値の範囲内において奏され、引用発明の示された証拠に開示されていない有利なものであること。</p> <p>(ii) その効果が引用発明が有する効果とは異なるもの、又は同質であるが際だって優れたものであること(すなわち、有利な効果が顕著性を有していること)。</p> <p>(iii) その効果が出願時の技術水準から当業者が予測できたものでないこと。</p> <p>なお、有利な効果が顕著性を有しているといえるためには、数値範囲内の全ての部分で顕著性があるといえなければならない。また、請求項に係る発明と主引用発明との相違が数値限定の有無のみで、課題が共通する場合は、いわゆる数値限定の臨界的意義として、有利な効果の顕著性が認められるためには、その数値限定の内と外のそれぞれの効果につい</p> | <p>II. 付加的利点又は潜在的特性の主張<br/>自明性の一応の立証は単に付加的利点又は潜在的特性の先行技術での存在を認定することでは反論されない。<br/>潜在的特性を先行技術に認定したというだけで、それ以外には周知である発明は非自明とはならない・・・』</p> <p>『2145.05 類似し、かつ、重複する範囲、量及び比率の自明性<br/>III. 自明性の一応の証明に反論する<br/>A. 範囲が臨界であることを示す<br/>出願人は、範囲の臨界を示すことによって、自明性の一応の証拠がある事件に反論することができる。「判例法では、クレームされた発明と先行技術との間の相違が、一部の範囲である、又はクレーム内の他の変数である事例が豊富である・・・。そのような状況において、出願人は、一般的に、クレームされた範囲が先行技術の範囲と比べて予測されない結果を達成することを示すことにより、特定の範囲が重要であることを示さなければならない。・・・』</p> | <p>部重複する範囲の新規性を判断するためのテストに使用される「真摯に企図する (seriously contemplating)」という判断基準を、進歩性の判断基準と混同してはならない。進歩性を判断するときには、当業者が何らかの改良若しくは進歩を期待して、一部重複する範囲を選択又は選別したものと考えられるのか否かを考慮しなければならない。この答えが否定的なものであれば、クレームされた主題には進歩性が含まれている。</p> <p>予期しなかった技術的效果はクレームされた全体範囲について適用しなければならない。これがクレーム範囲の一部のみに生じる場合、クレームされた主題はその効果が関連する技術的課題を解決するものといえず、たとえば「更なる製品X」又は「更なる方法Y」などを取得するという更に一般的な課題の解決に過ぎない・・・。』</p> <p>予期しない効果を直接説明するものではないが、「G部 第八章-18 8. 事後分析」において以下の記載がある。</p> <p>『8. 事後分析<br/>・・・たとえば発明が相当な技術的価値があるものとして示されている場合、そして特に、それが新規で予期しないものであり「一方通行」状況のボーナス効果として単に達成されたものでなく・・・、そしてこの技術的利点が発明を規定する請求の範囲中に含まれた1つ又は複数の特徴</p> | <p>合には、審査官はその創造性を認め、予想外の用途又は効果を求める必要がない。(2) 構造上で既知化合物に隣接している化合物は、予想外の用途又は効果を有しなければならない。この予想外の用途又は効果は、当該既知化合物の既知用途と異なっている用途、或いは既知化合物のある既知の効果に対する実質的な改良や向上、或いは公知の常識においては明確にされていないか、又は常識から推論しては得られない用途や効果であってもよい。』</p> <p>『6.2 化学製品における用途発明の創造性 (1) 新規製品における用途発明の創造性 新規な化学製品について、もし当該用途が既知製品から予見できるものでなければ、この新規製品における用途発明は創造性を有するものと認めてよい。(2) 既知製品における用途発明の創造性 既知製品における用途発明の創造性について、当該新規用途がもし、製品自体の構造や組成、分子量、既知の物理化学的性質及び当該製品の従来からの用途から自明的に得られないか、若しくは予見できず、新規に発見された製品の性質を利用し、予想外の技術的效果を生じるものであれば、この既知製品における用途発明は創造性を有するものと認めてよい。』</p> | <p>載されておらず、発明の説明又は図面の記載から通常の技術者が推論することができない場合には、意見書などにおいて主張・立証する効果を参酌してはならない。(97 章 2224)』</p> <p>『第3部 特許要件 第3章 進歩性 6.4 発明の類型による進歩性の判断 6.4.1 選択発明の進歩性の判断<br/>選択発明は引用発明において上位概念に表現されているが、請求項に記載された発明には下位概念に表現されている発明であって、引用発明には直接的に開示されていない事項を発明の必須構成要素の一部にして選択した発明を意味する。(2001 章 2740)<br/>公知技術から実験的に最適又は好適なものを選択するのは、一般的に通常の技術者が有する通常の創作能力の発揮に該当して進歩性が認められない。ただし、選択発明が引用発明に比べてより良い効果を有する場合には、その選択発明は進歩性が認められる。このとき、選択発明に含まれる下位概念のすべてが引用発明の有する効果と質的に異なる効果を有している、又は質的な差異はないが量的に顕著な差異がなければならぬ。(2008 章 736, 2001 章 2740, 2002 章 1935, 2002 章 2846)』</p> <p>『第3部 特許要件 第3章 進歩性 6.4.2 数値限定発明の進歩性の判断</p> |
|--|---|---|---|---|

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| <p>て、量的に顕著な差異がなければならぬ。他方、両者の相違が数値限定の有無のみで、課題が異なり、有利な効果が異質である場合には、数値限定に臨界的意義があることは求められない。』</p> |  | <p>に關係することに確信を持つことができる場合、審査官は、そのような請求の範囲が進歩性に欠けるという拒絶理由を差し控えない。』<br/>『附属書類 進歩性要件に関する例示—指針<br/>・・・<br/>1.2 発明が自明でない方法での公知手段の適用を含むので、その点に関して進歩性が認められるべきもの<br/>(i) 公知の作動方法又は手段を異なる目的 (different purpose) に用いたときに、新規かつ予想外の効果 (surprising effect) をもたらす場合<br/>・・・<br/>3.2 多数の公知の可能性の中で非自明な、すなわち進歩性のある選択<br/>(i) 発明が方法における公知の範囲内の特定の操作条件 (たとえば温度及び圧力) の特殊選択 (special selection) を含み、その選択が、その方法の操作又は製品の特性に予想外の効果 (unexpected effects) をもたらす場合<br/>・・・<br/>(ii) 発明が広範な分野から特定の (particular) 化合物又は組成物 (合金を含む) を選択することであり、そのような化合物又は組成物が予想外の利点 (unexpected advantages) を有する場合<br/>・・・』</p> | <p>数値限定発明とは、請求項に記載された発明の構成の一部が数量的に表現された発明を意味する。(2006 年 3939 号, 2006 年 3472 号) 公知技術から実験的に最適又は好適の数値範囲を選択するのは、一般的には通常の技術者が有する通常の創作能力の発揮に該当し、進歩性が認められない。しかし、請求項に記載された発明が限定された数値範囲内において引用発明の効果に比べてより良い効果を有するときには、進歩性が認められる。この場合の効果は、数値限定範囲全体において満たされる顕著に向上された効果をいって数値限定の臨界的意義の必要性については、次のように判断する。(2007 年 1299 号, 2004 年 370 号, 2004 年 431 号, 2004 年 448 号, 2003 年 1000 号)<br/>(1) 請求項に記載された発明の課題が引用発明と共通し、効果が同質である場合には、その数値限定の臨界的意義が要求される。<br/>(2) 請求項に記載された発明の課題が引用発明と相違し、その効果も異質である場合には、数値限定を除いた両発明の構成が同一であっても数値限定の臨界的意義を要しない。<br/>数値限定の臨界的意義が認められるためには、数値限定事項を境界にして特性、すなわち、発明の作用・効果に顕著な変化がなければならず、①数値限定の技術的意味を発明の説明に記載しなければならず、②上限値及び下限値が</p> |
|---|--|---|---|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>臨界値であることを発明の説明中の実施例又は補助資料などにより立証しなければならない。臨界値であるという事実を立証するためには、通常数値範囲内と数値外をいずれも含む実験結果が提示され、臨界値であることが客観的に確認される必要がある。』</p> <p>『7. 結合発明の進歩性の判断<br/> (1) 結合発明は、発明の技術的課題を達成するために各先行技術に記載された技術的特徴を総合して、新しい解決手段に構成した発明をいう。請求項に記載された発明は、全体として考慮しなければならないため、結合発明の進歩性を判断するに当たって、請求項に記載された発明の構成要素それぞれが公知又は引用発明から自明に把握されるからといって請求項に記載された発明の進歩性を否定してはならない。<br/> (2006 年 2097 号)<br/> (2) 結合発明の進歩性は、2 以上の先行技術(周知・慣用技術(注)を含む)を相互結合して判断することができるが、その結合は、当該発明の出願時に通常の技術者にとって容易に行うことができると認められる場合に限る。このとき、結合できる先行技術の個数に特別な制限はない。様々な先行技術文献を引用して結合発明の進歩性を判断するに当たっては、その引用される技術を結合すれば、当該出願発明に至ることができるという暗示、動機などが先行技術文献に提示されているか否かを主に参酌して判断する。ただ</p> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>し、当該出願発明の出願当時の技術水準、技術常識、当該技術分野における基本的課題、発展傾向、当該業界のニーズなどに照らし合わせてその技術分野において通常の知識を有する者が容易にそのような結合に至ることができる」と認められる場合には、当該結合発明の進歩性を否定することができる(大法院 2007.9.6 宣告 2005 年 3284 判決を参照)。</p> <p>(5)一般的に結合発明は、技術的特徴間の機能的相互作用により、それぞれの特徴の技術的効果の和とは異なる、例えば、より大きい複合的相乗効果を達成する場合、技術的特徴の集合を技術的に意味深い組み合わせとみなして進歩性を認めることができる。請求項に記載された結合発明が単に「各技術的特徴の並列(羅列)又は単純結合(単純な寄せ集め)」に該当し、技術的に意味深い組合せではないものと判断される場合には、ほかに進歩性を認めることができる根拠がない限り、個々の技術的特徴が自明であることを立証することにより結合発明の進歩性を否定することができる。</p> <p>(2006 年 1490 号)』</p> <p>『第 9 部 技術分野別審査基準<br/>第 2 章 医薬・化粧品関連発明<br/>2.3 進歩性<br/><u>医薬発明において、薬理作用が出願当時の技術水準からみて有効活性物質の化学構造又は組成物の組成成分から容易に類推することができない程度の発明であ</u></p> |
|--|--|--|--|---|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>る、又は引用発明に記載された作用機序から通常の技術者が容易に推論することができない程度の顕著な効果がある場合には、進歩性があるものとみなす。しかし、医薬用途の発明で通常の技術者が先行発明から特定物質の特定疾病に対する治療効果を容易に予測できる程度に過ぎないのであればその進歩性は否定され、このような場合、先行発明で臨床試験などにより治療効果が確認されることまで要求されるとみることができない。</p> <p>(2016 年 502)・・・(2)結晶を製造する方法発明 対象物質が一つの溶媒に溶解、その他溶媒によく溶解しない場合、混合溶媒を使用することは周知慣用技術に該当するため、進歩性が認められない。ただし、引用発明に比べて通常の技術者が予測することができなかった顕著な効果を示す場合、進歩性が認められる。(3)投与用法、投与用量又は対象患者群により限定された医薬用途の発明 医薬用途発明の場合、投与用法、投与用量又は対象患者群に対する限定を医薬用途の発明の構成として認めて進歩性を判断し、これによって通常の技術者が予測することができない顕著な効果が現れ、特許で保護する価値があると認められる場合、その投与用法、投与用量又は対象患者群の限定について進歩性があるとみなす。(2014 年 768) (4)結晶多形発明 医薬化合物の製剤設計</p> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>のためにその結晶多形の存在を検討することは、通常行われることであるため、引用発明において公知になった化合物と結晶形態のみを異にする特定結晶形の化合物を請求範囲にする結晶形発明は、引用発明に公知になった化合物が有する効果と質的に異なる効果を持っている、又は質的な違いがなくても量的に顕著な違いがある場合に限って、進歩性があるものとみなす。』</p> <p>『第 9 部 技術分野別審査基準<br/>第 5 章 有・無機化合物関連発明<br/>2.2 進歩性</p> <p>(1) 化合物発明 ①化合物発明の進歩性の判断基準 化合物発明は、i) 化合物の化学構造、及び ii) 化合物が有する特有の効果の二つの特性によって判断する。化合物発明のように物の構成による効果の予測が容易ではない技術分野の場合には、引用発明と比べてさらに優れた効果を有するということが進歩性を認めるための重要な事実となる。公知になった化合物と単純に構造が類似しているという理由で化合物の進歩性を否定してはならず、予測することができなかった効果(結果、特性、用途)を考慮して進歩性を判断しなければならない。引用発明の化学構造とは相異なる構造を有する化合物発明は、進歩性が認められ、予想できなかった、又は独特の特性を有する化合物発明は、化学構造が引用発明と類似していても進歩性がある。そして請求項に記載された発明が</p> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  | <p>引用発明と比較される有利な効果を有していても、通常の技術者が請求項に記載された発明を容易に考え出すことができるということが十分に論理的に認められたときは、進歩性が否定され得る。』</p> <p>『第 9 部 技術分野別審査基準<br/>第 11 章 第 4 次産業革命関連の発明の進歩性の判断事例<br/>第 4 次産業革命の技術発明は、異種技術間の融合又は既存の技術の超知能 (superintelligence) 及び超連結 (hyper-connectivity) によりなされる。これらの発明に対しても、特許・実用新案審査基準第 3 部第 3 章に基づき進歩性を判断する。このような発明は、技術の融合や超知能・超連結に格別な困難性があるか、これによる作用効果が公知の先行技術から予測される効果以上のより良好な効果があると認められる場合には、進歩性が認められ得る。例えば、モノのインターネット、人工知能又は 3D プリンティング関連技術の発明は、先行技術との相違点において、「モノ」がネットワークと接続されることにより得られる情報の活用、特定の課題を行うように学習されたモデルから得られる特有の出力情報又は特定の構造を有するデータにより規定される特有の情報処理によって、より良好な効果があるものと認められる場合がある。そのような場合には、該効果</p> |
|--|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |  |                           |
|--|--|--|--|--|---------------------------|
|  |  |  |  |  | を進歩性が肯定される方向で考慮することができる。』 |
|--|--|--|--|--|---------------------------|

- 
- <sup>1</sup> 特許・実用新案審査基準（平成 27 年 9 月改訂）第Ⅲ部第 2 章第 2 節 3.2 進歩性が肯定される方向に働く要素
- <sup>2</sup> 特許・実用新案審査基準（平成 27 年 9 月改訂）第Ⅲ部 第 2 章 第 4 節 6. 数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合
- <sup>3</sup> 特許庁ホームページ 外国知的財産情報
- <sup>4</sup> AIPPI・JAPAN 事務局「欧州特許庁審査便覧」
- <sup>5</sup> JETRO ホームページ 知的財産に関する情報  
 なお、「特許審査指南（2019 年 11 月 1 日）」の対応日本語訳はまだ確認されていないが、上記抽出した該当箇所の原文における記載に基本的に変更がないことから、従前の「特許審査指南（2010 年）」の対応日本語訳に拠った。
- <sup>6</sup> JETRO ホームページ 知的財産に関する情報  
 なお、「特許・実用新案審査基準（2020 年 8 月 10 日）」の対応日本語訳はまだ確認されていないが、上記抽出した該当箇所の原文における記載に基本的に変更がないことから、従前の「特許・実用新案審査基準（20200101）」の対応日本語訳に拠った。